川崎市教育委員会 委員長 峪 正人 様

川崎市長 福 田 紀



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきくこととされている地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 議案の内容について

(1) 制定する条例

川崎市附属機関設置条例及び附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(2) 議案の背景、経緯

- ・現在、本市には275の附属機関等があり、他の政令市と比較すると大変多い状況にある。
 - ・要綱等で設置している「協議会等」について、実態的に法律又は条例により設置する「附属機関」に該当するとの判決が、下級審で複数なされており、札幌市、さいたま市、横浜市、京都市などでも同様の見直しが行われている。

(3) 主な内容

- ・要綱等で設置している「協議会等」については、時の経過とともに求められる役割や機能、委 員構成等が徐々に変化し、附属機関とすることが妥当なものもあり、これらについては整理統合 等を行った上で附属機関に位置付ける。
- ・附属機関等の数が多い中、上位の附属機関や目的が類似している附属機関等に整理統合が可能 なもの、個別具体的な課題等に対して専門家等から意見聴取を行う懇談会等に位置付けることが 可能なものについては積極的に整理統合等を進める。
- ・こうした取組により、組織の簡素化、弾力的な運用を図り、より効率的・効果的な調査審議等 を行う。

(4) 根拠法令について

地方自治法 138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(5) 施行期日

平成27年4月1日

※(7)の施行期日は整理統合等を行う附属機関の現在の委員の任期の終期の翌日とする。

(6) 川崎市附属機関設置条例において新たに設置する教育委員会の附属機関

- ア 川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会
- イ 川崎市教科用図書選定審議会
- ウ 川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
- エ 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

(7) 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例において一部改正を行う条例(整理統合 等を行う附属機関名)

- ア 川崎市総合教育センター条例 (川崎市総合教育センター運営委員会)
- イ 川崎市市民館条例(市民館運営審議会)
- ウ 川崎市立図書館設置条例 (川崎市立図書館協議会)
- エ 川崎市教育文化会館条例 (川崎市教育文化会館運営審議会)
- オ 川崎市青少年の家条例 (川崎市青少年の家運営協議会)
- カ 川崎市少年自然の家条例 (川崎市少年自然の家運営協議会)
- キ 川崎市黒川青少年野外活動センター条例 (川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会)
- ク 川崎市青少年科学館条例 (川崎市青少年科学館協議会)
- ケ 川崎市立日本民家園条例 (川崎市立日本民家園協議会)
- コ 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 (川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会)

(8) 議案を提出する議会

平成27年第1回川崎市議会定例会

2 他都市の状況

指定都市では、札幌市、さいたま市、横浜市、京都市などで附属機関等の見直しを実施し、条例 を制定済。

議案第 号

川崎市附属機関設置条例の制定について

川崎市附属機関設置条例を次のとおり制定する。

平成27年 月 日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定 に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として 別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる る附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって 組織する。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に 応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又 は教育委員会(以下「市長等」という。)が委嘱し、又は任命する。
- 3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、 又は解任されるものとする。

(会長)

- 第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者(以下「会長」 という。) 1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちからあらか じめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数 をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらか じめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な 事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1 (第2条~第5条関係)

市長の附属機関

		委員		
附属機関	所掌事務	の定	委員の構成	任期
		数		
川崎市総務	総務局が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年
局指定管理	における指定管理者制度の	以内		
者選定評価	適否、管理を行う指定管理			
委員会	者の選定及び評価について			
	調査審議すること。			
川崎市退職	定年、勧奨、任期満了等に	5人	(1) 学識経験者	1年
職員の再就	より退職する職員の再就職	以内	(2) 関係団体の	
職候補者選	に関する事務		~ 一 役職員	
考委員会				
川崎市行財	行財政改革に関する計画の	5人	学識経験者	委嘱
政改革に関	策定について必要な事項を	以内		され
する計画策	調査審議すること。			た日
定委員会				から
				平成
				2 8
				年 3
				月 3
				1 日
				まで
川崎市公共	社会資本の整備を目的とす	5人	学識経験者	2年
事業評価審	る公共事業であって、国の	以内		

		1		
查委員会	交付金又は補助金を受けて			
	行うものに関し市長が行っ			
	た評価について審議するこ			
	と。			
川崎市協働	協働・連携に関する基本的	1 0	(1) 学識経験者	委嘱
連携のあ	な考え方及び協働・連携に	人以	② 関係団体の	され
り方検討委	よる地域の課題解決を促進	内	~ 一 役職員	た日
員会	するための仕組みについて		③ 市民	から
	調査審議すること。			平成
				2 8
				年 3
				月 3
				1 日
				まで
川崎市入札	入札及び契約の過程並びに	3人	学識経験者	3年
監視委員会	契約の内容について調査審			
	議すること。			
川崎市政府	政府調達に関する協定の対	3人	学識経験者	3年
調達苦情検	象となる調達に係る供給者			
討委員会	からの苦情の内容及びその			
	解決について調査審議する			
	こと。			
川崎市市民	市民・こども局が所管する	8人	学識経験者	2年
・こども局	公の施設における指定管理	以内		

指定管理者	者制度の適否、管理を行う				
選定評価委	指定管理者の選定及び評価				
員会	について調査審議するこ				
	と。				
川崎市自治	市民の福祉の増進及び市民	5人	(1)	学識経験者	委嘱
功労賞選考	自治の推進に貢献し、特に	以内	(2)	副市長	され、
委員会	顕著な功績のあった者に贈				又は
	呈する川崎市自治功労賞の				任命
	受賞者の選考その他必要な				され
	事項について審議するこ				た日
	と。				から
					賞の
					贈呈
					が終
					了す
					る日
					まで
川崎市人権	人権思想の普及啓発の推進、	1 8	(1)	学識経験者	2年
施策推進協	人権侵害の防止及び人権救	人以	(2)	関係団体の	
議会	済等の方策を協議するとと	内	衫	と職員	
	もに人権教育及び人権啓発		(3)	市民	
	の推進に関する法律(平成				
	12年法律第147号)第				
	5条の規定により策定する				

	川崎市人権施策推進基本計			
	画の推進に関し必要な事項			
	について調査審議すること。			
川崎市文化	川崎市の文化、芸術、地域	1 5	(1) 学識経験者	委嘱
賞等選考委	社会、市民福祉、スポーツ	人以	(2) 市職員	され、
員会	等の各分野において、その	内		又は
	向上及び発展に尽力し、そ			任命
	の功績が顕著な者に贈呈す			され
	る川崎市文化賞その他の賞			た日
	の受賞者の選考について審			から
	議すること。			賞の
				贈呈
				が終
				了す
				る日
				まで
川崎市こど	こども本部が所管する公の	8人	学識経験者	2年
も本部指定	施設における指定管理者制	以内		
管理者選定	度の適否、管理を行う指定			
評価委員会	管理者の選定及び評価につ			
	いて調査審議すること。			
川崎市保育	児童福祉法(昭和22年法	6人	(1) 医師	2年
所入所児童	律第164号)第24条第	以内	② 学識経験者	
等健康管理	1項に規定する保育所又は		③ 市職員	

		,		
委員会	同条第2項に規定する認定			
	こども園若しくは家庭的保			
	育事業等を利用し、又は利			
	用が認められる保育を必要			
	とする乳児又は幼児の健康			
	管理に関することについて			
	審議すること。			
川崎市保育	保育所を設置し、又は小規	5人	学識経験者	2 年
所等整備事	模保育事業を行う民間事業	以内		
業者選定委	者の選定について調査審議			
員会	すること。			
川崎市経済	経済労働局が所管する公の	8人	学識経験者	2年
労働局指定	施設における指定管理者制	以内		
管理者選定	度の適否、管理を行う指定			
評価委員会	管理者の選定及び評価につ			
	いて調査審議すること。			
川崎市産業	産業の振興に関する総合的	2 0	(1) 学識経験者	2年
振興協議会	な施策に関し必要な事項に	人以	(2) 関係団体の	
	ついて調査審議すること。	内	 役職員	
川崎市観光	観光の振興に関する施策の	1 0	(1) 学識経験者	2年
振興計画推	指針となる計画の策定、当	人以	(2) 関係団体の	
進委員会	該計画に基づく事業の進捗	内	 役職員	
	状況に関する評価その他観		観光事業に	
	光の振興の推進に関し必要		従事する者	
	•		•	

	な事項について調査審議す		⑷ 市職員	
	ること。			
川崎市農業	農業の振興に関する施策の	2 0	(1) 学識経験者	3年
振興計画推	指針となる計画の策定、当	人以	② 農業に従事	
進委員会	該計画に基づく事業の進捗	内	する者	
	状況に関する評価その他農		関係団体の	
	業の振興の推進に関し必要		~ 一 役職員	
	な事項について調査審議す		(4) 市民	
	ること。			
かわさき産	市内の企業が設定するデザ	5人	学識経験者	委嘱
業デザイン	インの課題及び当該課題に	以内		され
コンペ審査	対して応募された作品の選			た日
委員会	定について調査審議するこ			から
	と。			当該
				日の
				属す
				る年
				度の
				末日
				まで
新川崎・創	新川崎・創造のもり産学交	7人	(1) 学識経験者	1年
造のもり産	流・研究開発施設を整備す	以内	(2) 市職員	
学交流・研	る事業者の選定について審			
究開発施設	議すること。			

整備事業推				
進委員会				
かわさきマ	本市の区域内に居住し、又	1 0	(1) 学識経験者	3 年
イスター選	は在勤し、及び長年にわた	人以	② 関係団体の	
考委員会	り同一の職種に従事する者	内	 役職員	
	であって、技術又は技能を			
	有するもののうち、卓越し			
	たものの選考について審議			
	すること。			
川崎市環境	環境局が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年
局指定管理	における指定管理者制度の	以内		
者選定評価	適否、管理を行う指定管理			
委員会	者の選定及び評価について			
	調査審議すること。			
川崎市地球	地球温暖化対策の推進に関	5 人	(1) 学識経験者	委嘱
温暖化防止	する法律(平成10年法律	以内	② 関係団体の	され
活動推進セ	第117号)第24条第1		~ ~ 役職員	た日
ンター選考	項に規定する地域地球温暖		関係行政機	から
委員会	化防止活動推進センターの		関の職員	当該
	指定について調査審議する			日の
	こと。			属す
				る年
				度の
				末日

				まで
川崎市温室	製品等のライフサイクル(製	1 1	(1) 学識経験者	2 年
効果ガス排	品等の原材料の調達から廃	人以	(2) 関係団体の	
出量ライフ	棄又は再資源化までの一連	内	~ 一 役職員	
サイクル評	の流れをいう。以下この項			
価委員会	において同じ。)を考慮し			
	たうえで本市の区域外での			
	温室効果ガスの削減に優れ			
	た環境技術により貢献する			
	量を認証する川崎メカニズ			
	ム認証制度の基準及びライ			
	フサイクルを通じて温室効			
	果ガスの削減に貢献する製			
	品等を認定する低CO2川			
	崎ブランド事業の基準に基			
	づき審査した結果並びに当			
	該制度及び当該事業の課題			
	について調査審議すること。			
川崎市廃棄	廃棄物の処理及び清掃に関	7人	学識経験者	2年
物処理施設	する法律(昭和45年法律	以内		
専門家会議	第137号)第8条の2第			
	3項(第9条第2項におい			
	て準用する場合を含む。)			
	及び第15条の2第3項(第			

	15条の2の6第2項にお			
	いて準用する場合を含む。)			
	に規定する意見を述べるこ			
	と。			
川崎市健康	健康福祉局が所管する公の	8人	学識経験者	2年
福祉局指定	施設における指定管理者制	以内		
管理者選定	度の適否、管理を行う指定			
評価委員会	管理者の選定及び評価につ			
	いて調査審議すること。			
川崎市健康	健康福祉局の主管に属する	5人	学識経験者	2年
福祉関係施	事務に関する施設の設置、	以内		
設整備事業	運営等によって公共サービ			
者選定委員	スを実施する民間事業者の			
会	選定(川崎市健康福祉局指			
	定管理者選定評価委員会の			
	所掌事務に属するものを除			
	く。)について調査審議す			
	ること。			
川崎市福祉	高齢者、障害者及び障害児	5人	(1) 学識経験者	2年
サービス第	並びに児童に対する福祉サ	以内	(2) 関係団体の	
三者評価事	ービスの第三者による評価		 役職員	
業推進委員	の手法、評価の基準その他			
会	第三者による評価を推進す			
	るために必要な事項につい			
		1	1	

	I	T	1
て調査審議すること。			
福祉有償運送に関し、その	1 5	(1) 関係団体の	2年
必要性、輸送の安全及び旅	人以	~ 役職員	
客の利便の確保のために必	内	(2) 市民	
要な措置並びに旅客から収		图 関係行政機	
受する対価について審議す		関の職員	
ること。		⑷ 市職員	
感染症について発生の予防	2 5	(1) 学識経験者	2年
及び流行の防止のために必	人以	(2) 関係団体の	
要な措置等について調査審	内	~ 一 役職員	
議すること。		(3) 市職員	
川崎市医療安全相談センタ	9人	学識経験者	2年
一の活動の方針及び相談の	以内		
事例について調査審議する			
こと。			
臨床検査技師等に関する法	6人	学識経験者	2年
律(昭和33年法律第76	以内		
号) 第20条の3第1項の			
規定により登録された衛生			
検査所への立入検査及び精			
度管理指導に関する事項そ			
の他検査精度の向上に関し			
必要な事項について調査審			
議すること。			
	福祉有償運送に関し、その旅名の安全及び旅名の安全及びに必収をの利措置がある。とのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	福祉有償運送に関し、その 15 人以 内	福祉有償運送に関し、その 15 (1) 関係団体の 必要性、輸送の安全及び旅 人以 役職員 存の利便の確保のために必 内 (2) 市民 要な措置並びに旅客から収 関の職員 (4) 市職員

2年
2年
2年
2年

川崎市川崎	川崎区が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年
区指定管理	における指定管理者制度の	以内		
者選定評価	適否、管理を行う指定管理			
委員会	者の選定及び評価について			
	調査審議すること。			
川崎市川崎	市及び地域課題の解決に資	5人	(1) 学識経験者	2年
区市民提案	するため川崎区の区域内に	以内	② 川崎区区民	
型協働事業	おいて実施する事業を提案		会議委員(川	
審査委員会	する団体が協働して取り組		崎市区民会議	
	む川崎区市民提案型協働事		条例(平成1	
	業の実施に関し、当該事業		8年川崎市条	
	の選定及び評価について調		例第11号)	
	査審議すること。		に規定する川	
			崎区に置かれ	
			た区民会議の	
			委員をいう。)	
			③ 市職員	
川崎市幸区	幸区が所管する公の施設に	8人	学識経験者	2年
指定管理者	おける指定管理者制度の適	以内		
選定評価委	否、管理を行う指定管理者			
員会	の選定及び評価について調			
	査審議すること。			
川崎市幸区	市及び地域課題の解決に資	5人	(1) 学識経験者	2年
市民提案型	するため幸区の区域内にお	以内	(2) 市職員	

協働事業審	いて実施する事業を提案す			
查委員会	る団体が協働して取り組む			
	幸区市民提案型協働事業の			
	実施に関し、当該事業の選			
	定及び評価について調査審			
	議すること。			
川崎市中原	中原区が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年
区指定管理	における指定管理者制度の	以内		
者選定評価	適否、管理を行う指定管理			
委員会	者の選定及び評価について			
	調査審議すること。			
川崎市中原	市及び地域課題の解決に資	5人	(1) 学識経験者	2年
区市民提案	するため中原区の区域内に	以内	(2) 中原区区民	
型協働事業	おいて実施する事業を提案		会議委員(川	
審査委員会	する団体が協働して取り組		崎市区民会議	
	む中原区市民提案型協働事		条例に規定す	
	業の実施に関し、当該事業		る中原区に置	
	の選定及び評価について調		かれた区民会	
	査審議すること。		議の委員をい	
			う。)	
			③ 関係団体の	
			役職員	
			(4) 市職員	
川崎市高津	高津区が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年

		I		
区指定管理	における指定管理者制度の	以内		
者選定評価	適否、管理を行う指定管理			
委員会	者の選定及び評価について			
	調査審議すること。			
川崎市高津	市及び地域課題の解決に資	5人	学識経験者	2年
区市民提案	するため高津区の区域内に	以内		
型協働事業	おいて実施する事業を提案			
審査委員会	する団体が協働して取り組			
	む高津区市民提案型協働事			
	業の実施に関し、当該事業			
	の選定及び評価について調			
	査審議すること。			
川崎市宮前	宮前区が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年
区指定管理	における指定管理者制度の	以内		
者選定評価	適否、管理を行う指定管理			
委員会	者の選定及び評価について			
	調査審議すること。			
川崎市多摩	多摩区が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年
区指定管理	における指定管理者制度の	以内		
者選定評価	適否、管理を行う指定管理			
委員会	者の選定及び評価について			
	調査審議すること。			
川崎市多摩	市及び地域課題の解決に資	5人	(1) 学識経験者	2年
区市民提案	するため多摩区の区域内に	以内	② 市職員	

型協働事業	おいて実施する事業を提案			
審查委員会	する団体が協働して取り組			
	む多摩区市民提案型協働事			
	業の実施に関し、当該事業			
	の選定及び評価について調			
	査審議すること。			
川崎市麻生	麻生区が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年
区指定管理	における指定管理者制度の	以内		
者選定評価	適否、管理を行う指定管理			
委員会	者の選定及び評価について			
	調査審議すること。			
川崎市麻生	市及び地域課題の解決に資	5人	(1) 学識経験者	2年
区市民提案	するため麻生区の区域内に	以内	(2) 麻生区区民	
型協働事業	おいて実施する事業を提案		会議委員(川	
審査委員会	する団体が協働して取り組		崎市区民会議	
	む麻生区市民提案型協働事		条例に規定す	
	業の実施に関し、当該事業		る麻生区に置	
	の選定及び評価について調		かれた区民会	
	査審議すること。		議の委員をい	
			う。)	
			関係団体の	
			~ 役職員	
			⑷ 市職員	
川崎市メデ	川崎市が行う救急業務に関	1 1	(1) 医師	2年

イカルコン	し必要な事項について調査	人	② 医療関係者	
トロール協	審議すること。		関係行政機	
議会			関の職員	
			⑷ 市職員	
川崎市危険	消防法(昭和23年法律第	2 0	学識経験者	2年
物等保安審	186号)第2条第7項に	人以		
議会	規定する危険物及び石油コ	内		
	ンビナート等災害防止法(昭			
	和50年法律第84号)第			
	2条第1号に規定する石油			
	等の保安の確保について調			
	査審議すること。			
川崎市コン	石油コンビナート等災害防	4人	学識経験者	2年
ビナート安	止法(昭和50年法律第8	以内		
全対策委員	4号)第2条第2号に規定			
会	する石油コンビナート等特			
	別防災区域その他の区域の			
	行政的及び専門的事項の調			
	査審議を行うこと。			

別表第2(第2条~第5条関係)

教育委員会の附属機関

		委員		
附属機関	所掌事務	の定	委員の構成	任期
		数		

			ı — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
教育委員会事務局が所管す	8人	学識経験者	2年
る公の施設における指定管	以内		
理者制度の適否、管理を行			
う指定管理者の選定及び評			
価について調査審議するこ			
と。			
市立学校において使用する	2 0	(1) 学識経験者	1 年
教科用図書の選定について	人以	② 学校教育関	
調査審議すること。	内	係者	
		③ 市職員	
学校給食センターの整備等	8人	(1) 学識経験者	委嘱
に係る民間資金等の活用に	以内	(2) 市職員	され、
よる公共施設等の整備等の			又は
促進に関する法律(平成1			任命
1年法律第117号。以下			され
この項において「法」とい			た日
う。)第8条第1項の規定			から
による民間事業者の選定、			法第
法第11条に規定する客観			1 1
的な評価その他必要な事項			条に
について調査審議すること。			規定
			する
			客観
			的な
	ると 市教調 を によ 促 年 の の の と カ の の の の の の の の の の の の の の の	る公の施設における指定管 理者において 当指定で及する 一の選定では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一ののでは、一ののでは、一ののでは、一ののでは、一ののでは、一ののでは、一のののでは、一のののでは、一のののでは、一のののでは、一のののでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	る公の施設における指定管 理者制度の適否、管理を行 う指定管理者の選定及び評 価について調査審議すること。 市立学校において使用する 20 (1) 学識経験者 教科用図書の選定について 人以 (2) 学校教育関 孫者 (3) 市職員 (1) 学識経験者 学校給食センターの整備等 8人 (1) 学識経験者 に係る民間資金等の活用に よる公共施設等の整備等の 促進に関する法律(平成1 1年法律第117号。以下 この項において「法」とい う。)第8条第1項の規定 による民間事業者の選定、 法第11条に規定する客観 的な評価その他必要な事項

				評価
				の公
				表の
				日ま
				で
川崎市橘樹	橘樹官衙遺跡群の調査並び	1 0	学識経験者	2年
官衙遺跡群	に保存、整備及び管理に関	人以		
調査整備委	する事項ついて審議するこ	内		
員会	と。			

参考資料

制定要旨

この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。

議案第 号

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する

平成27年 月 日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市行政区画審議会条例の廃止)

第1条 川崎市行政区画審議会条例(昭和46年川崎市条例第36号)は、廃止する。

(川崎市市民ミュージアム条例の一部改正)

第2条 川崎市市民ミュージアム条例(昭和62年川崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

(川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正)

第3条 川崎市岡本太郎美術館条例(平成11年川崎市条例第25号)の一部 を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

(川崎市大山街道ふるさと館条例の一部改正)

第4条 川崎市大山街道ふるさと館条例(平成4年川崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を削り、第20条を第18条とする。

(川崎市男女共同参画センター条例の一部改正)

第5条 川崎市男女共同参画センター条例(平成11年川崎市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(川崎市青少年問題協議会条例の一部改正)

第6条 川崎市青少年問題協議会条例(昭和33年川崎市条例第26号)の一部を次のように改める。

第3条第3項を削り、同条第4項中「副会長1人」を「会長及び副会長各 1人」に改め、同項を同条第3項とする。

(川崎市立労働会館条例の一部改正)

第7条 川崎市立労働会館条例(昭和26年川崎市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条を削り、第21条を第19条とする。

(川崎市生活文化会館条例の一部改正)

第8条 川崎市生活文化会館条例(平成7年川崎市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(川崎市社会福祉審議会条例の一部改正)

第9条 川崎市社会福祉審議会条例(平成12年川崎市条例第14号)の一部 を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」 という。)に関すること。

第7条第1項中「老人の福祉に関する事項を調査審議するため、審議会に

老人福祉専門分科会を置く」を「同条第2項の規定に基づき、審議会に次の 表左欄に掲げる専門分科会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する」 に改め、同項に次の表を加える。

老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項

第7条第2項及び第3項中「及び老人福祉専門分科会」を「、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会」に改める。

(川崎市葬祭条例の一部改正)

第10条 川崎市葬祭条例(昭和27年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「市」を「市長」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、前項の指定をしようとするときは、川崎市市民葬儀運営協議会 の意見を聴くものとする。
 - 第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(市民葬儀運営協議会)

- 第16条 前条第3項に定めるもののほか、同条第1項に規定する市民葬儀 の運営に関する事項について調査審議するため、川崎市市民葬儀運営協議 会(以下「運営協議会」という。)を置く。
- 2 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者及び関係団体の役職員のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(川崎市総合教育センター条例の一部改正)

第11条 川崎市総合教育センター条例(昭和61年川崎市条例第25号)の 一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 総合教育センター運営委員会(第15条)

第6章 雑則(第16条・第17条)

を

「第5章 雑則(第15条・第16条)」

に改める。

第5章を削る。

第6章中第16条を第15条とし、第17条を第16条とし、同章を第5章とする。

(川崎市市民館条例の一部改正)

第12条 川崎市市民館条例(昭和47年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

(川崎市図書館設置条例の一部改正)

第13条 川崎市図書館設置条例(昭和25年川崎市条例第32号)の一部を 次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

(川崎市教育文化会館条例の一部改正)

第14条 川崎市教育文化会館条例(昭和42年川崎市条例第18号)の一部 を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

(川崎市青少年の家条例の一部改正)

第15条 川崎市青少年の家条例(昭和63年川崎市条例第22号)の一部を 次のように改正する。

第20条を削り、第21条を第20条とする。

(川崎市少年自然の家条例の一部改正)

第16条 川崎市少年自然の家条例(昭和52年川崎市条例第16号)の一部 を次のように改正する。

第20条を削り、第21条を第20条とする。

(川崎市黒川青少年野外活動センター条例の一部改正)

第17条 川崎市黒川青少年野外活動センター条例(平成3年川崎市条例第1 0号)の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条を削り、第17条を第15条とする。

(川崎市青少年科学館条例の一部改正)

第18条 川崎市青少年科学館条例(昭和46年川崎市条例第24号)の一部 を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

(川崎市立日本民家園条例の一部改正)

第19条 川崎市立日本民家園条例(昭和42年川崎市条例第19号)の一部 を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

(川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部改正)

第20条 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例(平成20年川崎市条例第 34号)の一部を次のように改正する。

第20条を削り、第21条を第20条とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日
- (2) 第3条の規定 平成27年6月1日
- (3) 第19条の規定 平成27年7月1日
- (4) 第7条の規定 平成28年4月1日
- (5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日
- (6)第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日
- (7) 第6条の規定 平成28年9月1日
- (8) 第5条の規定 平成28年10月1日
- (9)第8条の規定 平成28年11月1日(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第10条の規定による改正後の川崎市葬祭条例(以下「新条例」という。)第16条第1項の規定により設置される川崎市市民葬儀運営協議会に相当する合議体(以下「旧協議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第16条第3項の規定により川崎市市民葬儀運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第16条第4項の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

参考資料

制定要旨

附属機関の見直しに伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定する ものである。

川崎市総合教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改正後	改正前
○川崎市総合教育センター条例	-条例	〇川崎市総合教育センター条例
	昭和61年3月31日条例第25号	昭和61年3月31日条例第25号
		改正
	平成2年3月30日条例第18号	平成2年3月30日条例第18号
	平成9年11月21日条例第47号	平成9年11月21日条例第47号
平成	平成19年3月20日条例第18号	平成19年3月20日条例第18号
川崎市総合教育センター条例	-条例	川崎市総合教育センター条例
目次		目次
第1章 総則 (第1条~第8条)	₩	第1章 総則(第1条~第8条)
第2章 教育センター (第9条)	€	第2章 教育センター (第9条)
第3章 特別支援教育センター (第10条)	'一 (第10条)	第3章 特別支援教育センター (第10条)
第4章 視聴覚センター (第11条~第14条)	[11条~第14条]	第4章 視聴覚センター (第11条~第14条)
(削多)		第5章 総合教育センター運営委員会 (第15条)
第5章 雑則 (第15条・第16条)	3条)	第6章 雑則 (第16条・第17条)
附則		附則
第1章 総則		第1章 総則
(目的)		(目的)
第1条 この条例は、教育に関	この条例は、教育に関する調査研究、教育関係職員に対する研修、	第1条 この条例は、教育に関する調査研究、教育関係職員に対する研修、
数育に関する情報の作成、収	教育に関する情報の作成、収集及び提供並びに教育相談を行い、もって本	教育に関する情報の作成、収集及び提供並びに教育相談を行い、もって本
市における教育の充実及び振興を図ることを目的とする。	長興を図ることを目的とする。	市における教育の充実及び振興を図ることを目的とする。
(名称及び位置)		(名称及び位置)
第2条 川崎市総合教育センタ	第2条 川崎市総合教育センター(以下「センター」という。)の名称及び	の名称及び 第2条 川崎市総合教育センター (以下「センター」という。)の名称及び
位置は、次のとおりとする。		位置は、次のとおりとする。
名称	位置	名称
川崎市総合教育センター	川崎市高津区溝口6丁目9番3号	川崎市総合教育センター 川崎市高津区溝口6丁目9番3号
(構成等)		(權於等)

改正後	改正前
第3条 センターは、教育センター、特別支援教育センター及び視聴覚セン	第3条 センターは、教育センター、特別支援教育センター及び視聴覚セン
ターをもって構成する。	ターをもって構成する。
2 センターは、総合的な教育機関として有機的に運営されなければならな2	2 センターは、総合的な教育機関として有機的に運営されなければならな
°८२	°\2
(職員)	(職員)
第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。	第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。
(入所等の制限)	(入所等の制限)
第5条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、管理上支障があると認第	等5条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、管理上支障があると認
めた者については、入所を断り、又は退所させることができる。	めた者については、入所を断り、又は退所させることができる。
(使用者)	(使用者)
第6条 センターを使用できる者は、市立の教育機関に勤務する教育関係職	教育関係職第6条 センターを使用できる者は、市立の教育機関に勤務する教育関係職
員その他教育委員会規則で定めるものとする。	員その他教育委員会規則で定めるものとする。
(使用許可)	(使用許可)
第7条 センターを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければな第7条	等7条 センターを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければな
らない。	らない。
(使用許可の取消し等)	(使用許可の取消し等)
第8条 委員会は、センターの使用について管理上支障があると認めるとき	認めるとき 第8条 委員会は、センターの使用について管理上支障があると認めるとき
その他教育委員会規則に定める理由に該当するときは、その許可を取り消	その他教育委員会規則に定める理由に該当するときは、その許可を取り消
し、又は使用を制限することができる。	し、又は使用を制限することができる。
第2章 教育センター	第2章 教育センター
(業量)	(業量)
第9条 教育センターは、次の事業を行う。	第9条 教育センターは、次の事業を行う。
(1) 教育に関する調査研究に関すること。	(1) 教育に関する調査研究に関すること。
(2) 教育関係職員に対する研修に関すること。	(2) 教育関係職員に対する研修に関すること。
(3) 教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。	(3) 教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。
(4) 教育相談に関すること。	(4) 教育相談に関すること。
(5) その他目的達成に必要な事業に関すること。	(5) その他目的達成に必要な事業に関すること。
第3章 特別支援教育センター	第3章 特別支援教育センター

32

故正前	 (事業) 第10条 特別支援教育センターは、次の事業を行う。 (1) 特別支援教育に関する調査研究に関すること。 (2) 特別支援教育関係職員に対する研修に関すること。 (3) 特別支援教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 (4) 心身障害児に対する教育相談に関すること。 (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。 第4章 視聴覚センター (事業) 	 第11条 視聴覚センターは、次の事業を行う。 (1) 視聴覚教育に関する調査研究に関すること。 (2) 視聴覚教育に関する調査研究に関すること。 (3) 視聴覚教育に関する調査研究に関すること。 (4) 視聴覚教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 (5) 視聴覚教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。 (7) 有限的及び教育文化会館の視聴覚ライブラリーに対する指導及び援出しに関すること。 (8) その他目的達成に必要な事業に関すること。 (9) その他目的達成に必要な事業に関すること。 (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。 (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。 (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。 (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。 (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。 (7) 相談賞センターの機材等の貸出しを受けようとする者は、委員会の第12条 視聴覚センターの機材等を使用したときるの他教育委員会規則に定める理由に関助に反して機材等を使用したときその他教育委員会規則に定める理由に対して機材等を使用したときその他教育委員会規則に定める理由に対して機材等を使用したときその他教育委員会規則に定める理由に対して機材等を使用したときその他教育委員会規則になめる理由に対して機材等を使用したときるでは、貸出しの許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 (6) をの他教育委員会規則になめる理由に対して機材等を使用したときその他教育委員会規則になめる理由に対しているときは、貸出しの許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 (6) をの他教育委員会規則になめる理由に対して機材等を使用したときその他教育委員会規則になめる理由に対して機材等を使用したときその他教育委員会規則になめる理由に対して機材等を使用したときその他教育委員会規則になめる理由に対しない。 (6) をの他教育委員会規則になめる理由に対して機材等を使用したときその他教育委員会規則になめる理由に対しない表して機材等を使用したときるの他教育を目の表しまするとは、貸出しの許可を取り消し、又は使用を制限することがではいるの体制を表しまするとは、貸出しの許可を取り消し、又は使用を制限することがでは、場合の体制を表しまするとは、資出しないないとは対しないとは対しないとないと述るとは、資出しないとは対しないとは対しないとは対しないとは対しないとは対しないとは対しないとないとは対しないとはないとは対しないとはないとはないとはないとはないとはないとはないとはないとはない
故正後	 (事業) 第10条 特別支援教育センターは、次の事業を行う。 (1) 特別支援教育に関する調査研究に関すること。 (2) 特別支援教育関係職員に対する研修に関すること。 (3) 特別支援教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること(4) 心身障害児に対する教育相談に関すること。 (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。 第4章 視聴覚センター (事業) 	 第11条 視聴覚センターは、次の事業を行う。 (1) 視聴覚教育に関する調査研究に関すること。 (2) 視聴覚教育に関する調査研究に関すること。 (3) 視聴覚教育に関する調査研究に関すること。 (4) 視聴覚教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 (5) 市民館及び教育文化会館の視聴覚ライブラリーに対する指導及び接 (5) 市民館及び教育文化会館の視聴覚ライブラリーに対する指導及び接 (5) 市民館及び教育文化会館の視聴覚ライブラリーに対する指導及び接 (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。 (6) 機材等の貸出し (6) (機材等の貸出しを受けようとする者は、委員会の第12条 程聴覚センターの機材等の貸出しを受けようとする者は、委員会の第12条 目的に反して機材等を使用したときその他教育委員会規則に定める理由に 目的に該当するときは、貸出しの許可を取り消し、又は使用を制限することがで 該当すきる。 (転貸の禁止) (転貸の禁止)

33

改正後	改正前
ならない。	
(別る)	第5章 総合教育センター運営委員会
	(総合教育センター運営委員会)
V * 1)	第15条 センターの円滑な運営を図るため、センターに川崎市総合教育セン
	ター運営委員会 (以下「運営委員会」という。)を置く。
	2 運営委員会は、センターの運営に関し委員会の諮問に応ずるとともに、
	委員会に対して意見を述べるものとする。
	3 運営委員会は、委員25人以内をもって組織する。
	4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験を有する者のう
	ちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
	5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
	る。ただし、再任を妨げない。
	6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事
	項は、委員会が定める。
<u>第5章</u> 雑則	第6章 雑則
(損害の賠償)	(損害の賠償)
第15条 センターを使用する者は、センターの施設、設備及び機材等に損害	センターを使用する者は、センターの施設、設備及び機材等に損害 <mark>第16条</mark> センターを使用する者は、センターの施設、設備及び機材等に損害
を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむ	を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむ
を得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除すること	を得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除すること
ができる。	かつける。
(委任)	(委任)
第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

(目的) 1条 この条例は、市民のために、 関する各種の事業を行ない、もって する。 (名称及び位置) 2条 川崎市市民館(以下「市民館	安正後 昭和47年3月28日条例第38号 (目的) 第1条 この条例は、市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に第 関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。 (名称及び位置) 第2条 川崎市市民館(以下「市民館」という。)の名称及び位置は、次の第 第 2 条 川崎市市民館(以下「市民館」という。)の名称及び位置は、次の第	(目的) 第1条 この条例は、市民のた関する各種の事業を行ない、する。 (名称及び位置) 第2条 川崎市市民館(以下「とおりとする。	改正前 昭和47年3月28日条例第38号 めに、実生活に即する教育、学術及び文化に もって市民の教養の向上を図ることを目的と 市民館」という。)の名称及び位置は、次の
	位置	名称	位置
	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地 2	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地 2
	川崎市中原区新丸子東3丁目 1,100番地12	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目 1,100番地12
	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号
	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1
	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2 号	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
前項の市民館に次の分館を置き、。。	その名称及び位置は、次のとおりとす	- 2 前項の市民館に次の分館を置き、 る。	その名称及び位置は、次のとおりとす
	位置	各秀	位置
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号
崎市高津市民館橘分館	2番5	川崎市高津市民館橘分館	公
崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号

(4) 本 () () () () () () () () ()	
(事業 市民館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行な第3条 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 (1) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 (2) な書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (3) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (5) 技・教育関係団体の育成を図ること。 (6) 社会教育関係団体の育成を図ること。 (7) 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。 第4条~ 第20条 (略) 第4条~	川崎市麻生区岡上286番地1
 第1条の目的を達成するため、おおむわ次の事業を行な 第3条 う。 少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 (1) 録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (3) クリエーション等に関する集会を開催すること。 (4) の奨励を行なうこと。 (5) 材器具の貸出しを行なうこと。 (6) 関係団体の育成を図ること。 (7) 製備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。 第4条~(略) (略) (略)	
	市民館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行な
(E) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (6) (6) (7) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。
は型、資料等を備え、その利用を図ること。 (3) (4) (5) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (6) (8) (8) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (6) (7) (6) (7) (6) (7) (6) (7) (6) (7) (6) (7) (6) (7) (6) (7) (6) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8)	討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。
クリエーション等に関する集会を開催すること。(4)の奨励を行なうこと。(6)付器具の貸出しを行なうこと。(7)関係団体の育成を図ること。(8)設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。第4条(略)第21条下下2 審議2 を行う	を備え、その利用を図ること。
の奨励を行なうこと。(5)付器具の貸出しを行なうこと。(7)関係団体の育成を図ること。(8)設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。第4条(略)第21条下価フいて3 審議を行う	に関する集会を開催すること。
付器具の貸出しを行なうこと。 (7) 関係団体の育成を図ること。 (8) 設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。 第4条 (略) (審議 (略) 2 審議 2 審議 2 小で 2 を行う 2 を行う	مْ كَلْ
関係団体の育成を図ること。 設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。 (番) (略) (略) (番	行なうこと。
 設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。 (略) (審議第21条 下「審 第21条 下「審 201/で 201/で	図るによ。
(略) (番譲 (金譲 (金譲 (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金)	施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。
(番譲	
条 海 2 海 核 行 海	
下「審議会」という。)を置く。 審議会は、館長の諮問に応じ、 ついて調査審議するものとする。 審議会は、委員10人以内をもっ 委員は、学校教育及び社会教育 を行う者、学識経験のある者並び	市民館の円滑な運営を図るため、市民館ごとに市民館運営審議会(以
審議会は、館長の諮問に応じ、 ついて調査審議するものとする。 審議会は、委員10人以内をもっ 委員は、学校教育及び社会教育 を行う者、学識経験のある者並び	
ついて調査 審議会は <u>参員は、</u> を行う者、	市民館における各種の事業の企画実施に
審議会は委員は、を行う者、	
委員は、を行う者、	て組織する。
を行う者、学識経験のある者並びは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	の関係者、家庭教育の向上に資する活動
	学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し
(式仕句子の)	
5 委員の任期は2年とし、補欠の	委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。	
(委任) (委任)	
第21条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。 <mark> 第22条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</mark>	要な事項は、委員会が定める。

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

(明崎市立図書館設置条例 第1条 図書館法 (昭和25年法 市に次の図書館及び分館を設 とができる。 区分	(計)	8月22日条例第32 5達成するため、 配本所等を置く (本町12番地1 1本町12番地1 1本町1 丁目11番 1・杉町3丁目	無	○川崎市立図書館設置条例 昭和25年8 1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第1条の目的を市に次の図書館及び分館を設置し、必要に応じ閲覧所、とができる。 名称 位置 区分 名称 位置 図書館 川崎市山崎区駅前川崎市立井崎区駅前間 川崎市中原区月 川崎市立中原図書館 川崎市中原区月 川崎市立南澤図書館 川崎市中原区月 川崎市立南津図書館 川崎市南南東区 川崎市立南津図書館 川崎市南南東区	昭和25年8月22日条例第32号 等1条の目的を達成するため、本 要に応じ閲覧所、配本所等を置くこ 位置 川崎市川崎区駅前本町12番地1 川崎市中原区小杉町3丁目 川崎市中原区小杉町3丁目 川崎市高津区溝口4丁目16番3
第1条 図書館法 (市に次の図書館及 とができる。 区分 図書館 川崎市 川崎市 川崎市	(昭和25年法律第118号、 をび分館を設置し、必要 名称	3月22日条例第32 2 達成するため、 配本所等を置く 1本町12番地1 1本町1 丁目11番 1、杉町 3 丁目 1 4 丁目16番 3	無	館法(昭和25年法律第118号書館及び分館を設置し、必る - 名称 崎市立川崎図書館 崎市立中原図書館 崎市立中原図書館	月22日条例第32 : 達成するため、 配本所等を置く [本町12番地1] : 町1丁目11番 : 町1丁目11番
第1条 図書館法(市で次の図書館及 中に次の図書館及とができる。 区分 図書館 川崎市	(昭和25年法律第118号) 2 び分館を設置し、必要 2 が分館を設置し、必要 1立川崎図書館 1立中原図書館 1立中原図書館 1立市原図書館 1立市原図書館 1立市原図書館	 ・ 達成するため、 配本所等を置く (本町12番地1 本町12番地1 ト杉町3丁目1番 い杉町3丁目 14丁目16番3 	第1条 図書 市に次の図 とができる。 図書館	(118号)	達成するため、 配本所等を置く 1本町12番地1 1本町12番地1 1本町17目11番 1本町3丁目
中に次の図書館及 とができる。 区分 図書館 川崎市 川崎市 川崎市	とび分館を設置し、必要名称 1立川崎図書館 1立幸図書館 1立中原図書館 1立高津図書館 1立方間図書館	配本所等を置く 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		書館及び分館を設置し、必っ名称 「「崎市立川崎図書館 「「崎市立幸図書館 「「崎市立中原図書館 「「崎市立中原図書館 「「崎市立島津図書館	配本所等を置く 1本町12番地1 1本町1丁目11番 14丁目16番3
とができる。 区分 図書館 川崎市 川崎市 川崎市 川崎市 川崎市		位置 市本区戸手本町17 市本区戸手本町17 1番地 市高津区溝口4丁目	10	2 名称 崎市立川崎図書館 崎市立幸図書館 崎市立中原図書館	位置 市川崎区駅前本町123 市幸区戸手本町1丁 市中原区小杉町3 1番地 市高津区溝口4丁目
		位置 市井區区駅前本町12 市井区 区小杉町 5 市井原区小杉町 5 市高津区溝口4丁目		名称 崎市立 崎図書館 崎市立幸図書館 崎市立中原図書館	位置 市川崎区駅前本町12 市幸区戸手本町1丁 市中原区小杉町3 1番地 市高津区溝口4丁目
		市川崎区駅前本町12 市幸区戸手本町1丁 市中原区小杉町3 1番地 市高津区溝口4丁目		崎市立井図書館 崎市立幸図書館 崎市立幸図書館 崎市立中原図書館 崎市立中原図書館 崎市立高津図書館	市川崎区駅前本町12 市幸区戸手本町1丁 市中原区小杉町3 1番地 市高津区溝口4丁目
		市幸区戸手本町1丁 市市中原区小杉町 3 1番地 市高津区溝口4丁目		崎市立幸図書館 崎市立中原図書館 崎市立高津図書館	市幸区戸手本町1丁 行市中原区小杉町3 1番地 市高津区溝口4丁目
		市中原区小杉町 3 1番地 市高津区溝口4丁目		崎市立中原図書館	指中原区小杉町3丁 1番地 市高津区溝口4丁目16番
(1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				川崎市立中原図書館川崎市立南津図書館	(杉町3丁 4丁目16番
		<u> </u>		川崎市立高津図書館	4丁目16番
		<u> </u>		崎市立高津図書館	4丁目16番
		1			
川崎市		1			日
川崎市		川崎市宮町区宮町半2丁目20番		川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番
川崎市	1	地 4			地 4
	崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1,775番地1		川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1,775番地1
川崎市	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番		崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番
		2 号			2 号
分館 川崎市	1立川崎図書館大師分	川崎市立川崎図書館大師分 川崎市川崎区大師駅前1丁目1	分館	川崎市立川崎図書館大師分 川崎市川崎区大師駅前1	,川崎市川崎区大師駅前1丁目1
自自		番5号	₩	館	番5号
	1立川崎図書館田島分	川崎市立川崎図書館田島分川崎市川崎区追分町16番1号		川崎市立川崎図書館田島分川崎市川崎区追分町16番	,川崎市川崎区追分町16番1号
食官			₩	館	
	崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17		川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17
		台			号
二十	崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1		崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1
	川崎市立麻生図書館柿生分 川崎市麻生区片平3	川崎市麻生区片平3丁目3番1		川崎市立麻生図書館柿生分 川崎市麻生区片平3	川崎市麻生区片平3丁目3番1

		故正後	E後			改正前	前	
	館		各		館		号	
第2条	図書館に館長、言	司書、司書補、	、その他必要な職員を置く。	第 2 条 条		司書、司書補、 多第1項の報定以	図書館に館長、司書、司書補、その他必要な職員を置く。 図書館決第14条第1項の相定に基づき 崎市立図書館協議会	く。 館協議会 (以
9	1				下「協議会」という。)を置く。	<u>、 </u>		
				2	協議会は、委員10人以内をもって組織する。	、以内をもって絡	織する。	
				S 秋	:員は、学校教育及	とび社会教育の関	委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動	に資する活動
				が 介	・う者、学識経験の	ある者並びに市	を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会が委嘱	員会が委嘱し、
				X	又は任命する。			
				4	:員の任期は2年と	こ、補欠の委員	4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	E期間とする。
				たた	ただし、再任を妨げない。	° () \		
第3条	この条例に定める	らもののほか、	この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別にこれ <mark>第4条</mark> この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別にこれ	第4条	この条例に定め	55 もののほか、	必要な事項は教育委員:	会が別にこれ
を定める。	.2°			を流	を定める。			

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

故正後	故正前
〇川崎市教育文化会館条例	〇川崎市教育文化会館条例
昭和42年3月23日条例第18号	昭和42年3月23日条例第18号
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び社会教育法(昭第1条	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び社会教育法(昭
和24年法律第207号)の精神に基づき、川崎市教育文化会館の設置並びに管	和24年法律第207号)の精神に基づき、川崎市教育文化会館の設置並びに管
理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって市	理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって市
民の教育及び文化の振興並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。	民の教育及び文化の振興並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。
(設置)	(設置)
第2条 川崎市教育文化会館を次のとおり設置する。	第2条 川崎市教育文化会館を次のとおり設置する。
名称 位置	名称 位置
川崎市教育文化会川崎市川崎区富士見2丁目1番3号	川崎市教育文化会川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
自	館
2 前項の川崎市教育文化会館に次のとおり分館を設置する。	2 前項の川崎市教育文化会館に次のとおり分館を設置する。
名称 位置	名称 位置
川崎市教育文化会 川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号	川崎市教育文化会 川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号
館大師分館	館大師分館
川崎市教育文化会川崎市川崎区追分町16番1号	川崎市教育文化会 川崎市川崎区追分町16番1号
館田島分館	館田島分館
(事業)	(事業)
第3条 川崎市教育文化会館(以下「会館」という。)は、第1条の目的を	条の目的を 第3条 川崎市教育文化会館 (以下「会館」という。) は、第1条の目的を
達するためおおむね次の事業を行う。	達するためおおむね次の事業を行う。
(1) 文学、音楽、演劇、美術等の鑑賞会、講演会、展覧会等を開催する	(1) 文学、音楽、演劇、美術等の鑑賞会、講演会、展覧会等を開催する
° ال	٠ ١
(2) 市民の芸術文化活動その他市民の集会等のため、会館の施設及び設	(2) 市民の芸術文化活動その他市民の集会等のため、会館の施設及び設
備を利用に供すること。	備を利用に供すること。
(3) 定期講座、講習会、研究会等を開設し、及び実施すること。	(3) 定期講座、講習会、研究会等を開設し、及び実施すること。

以正後	改正前
(4) 市民の文化活動の助長及び奨励を行うこと。(5) 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。(6) 教育、学術及び文化に関する諸施設又は団体と協力し、刊行物及び情報の交換等を行うこと。	(4) 市民の文化活動の助長及び奨励を行うこと。(5) 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。(6) 教育、学術及び文化に関する諸施設又は団体と協力し、刊行物及び情報の交換等を行うこと。
第4条~第20条 (略)	第4条~第20条 (略)
(別る)	<u>(審議会)</u> 第21条 会館の円滑な運営を図るため、会館に川崎市教育文化会館運営審議
	会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、館長の諮問に応じ、会館における各種の事業の企画実施につ
	<u>いて調査審議するものとする。</u> 3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
	1
	<u>を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。</u>
	5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。
(委任) (第21条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	(委任) 第22条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。
0	654 46.4.7.

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
〇川崎市青少年の家条例	〇川崎市青少年の家条例
昭和63年3月29日条例第22号	昭和63年3月29日条例第22号
(目的及び設置)	(目的及び設置)
第1条 団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るた 第1条 団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るた	第1条 団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るた
め、川崎市青少年の家(以下「青少年の家」という。)を設置する。	め、川崎市青少年の家(以下「青少年の家」という。)を設置する。
(位置)	(位置)
第2条 青少年の家の位置は、川崎市宮前区宮崎105番地1とする。	第2条 青少年の家の位置は、川崎市宮前区宮崎105番地1とする。
(事業)	(事業)
第3条 青少年の家は、おおむね次の事業を行う。	第3条 青少年の家は、おおむね次の事業を行う。
(1) 団体宿泊研修その他の団体研修(以下「団体宿泊研修等」という。)	(1) 団体宿泊研修その他の団体研修(以下「団体宿泊研修等」という。)
を行うこと。	を行うこと。
(2) 団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。	(2) 団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。
(3) 団体宿泊研修等に関する調査研究を行うこと。	(3) 団体宿泊研修等に関する調査研究を行うこと。
(4) 資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用	(4) 資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用
に供すること。	に供すること。
(5) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。	(5) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。
(6) 青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協	(6) 青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協
カすること。	カすること。
第4条~第19条 (略)	第4条~第19条 (略)
(別2)	(運営協議会)
	の円滑な運
	(以下「協議会」という。)を置く。 り 故業会は 柔昌会の禁門に広げ 書か任の宏にむける各種の重業の公面
	W殿台は、多点台が間向に近り、 実施について調査審議するものとす

改正後	改正前
	3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
	4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうち
	から、委員会が委嘱し、又は任命する。
	5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
	ただし、再任を妨げない。
(委任)	(委任)
第20条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	第21条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

	以止後	故正前
当 〇	〇川崎市少年自然の家条例	〇川崎市少年自然の家条例
	昭和52年3月31日条例第16号	昭和52年3月31日条例第16号
(目的及	(目的及び設置)	(目的及び設置)
第1条 恵	第1条 恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛練し、	第1条 恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛練し、
むって像	もって健全な少年の育成を図るため、川崎市少年自然の家(以下「少年自	もって健全な少年の育成を図るため、川崎市少年自然の家(以下「少年自
然の家」	然の家」という。)を設置する。	然の家」という。)を設置する。
(名称及	(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 少	少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。
	名称 位置	名称 位置
崎川	川崎市八ケ岳少年自然長野県諏訪郡富士見町境字広原12,067番地	川崎市八ケ岳少年自然長野県諏訪郡富士見町境字広原12,067番地
<u>の</u> ※	482	の家 482
(事業)		(事業)
第3条 少	2年自然の家は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる	第3条 少年自然の家は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる 第3条 少年自然の家は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる
事業を行う。	J. S.	事業を行う。
(1)	(1) 団体宿泊訓練に関すること。	(1) 団体宿泊訓練に関すること。
(2) 重	野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関すること。	(2) 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関すること。
	野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。	(3) 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。
(4) 市	市内の少年団体の指導及び育成に関すること。	(4) 市内の少年団体の指導及び育成に関すること。
(2) #	市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)及び中	(5) 市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)及び中
学校	学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下	学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下
i II	同じ。)その他の教育機関と連絡し、協力すること。	同じ。)その他の教育機関と連絡し、協力すること。
(9)	(6) その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関す	(6) その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関す
で い り		めてい
第4条~第19条	(智)	第4条~第19条 (略)

1/2

改正後	故正前
(別分)	(運営協議会) 第20条 少年自然の家の円滑な運営を図るため、川崎市少年自然の家運営協
	議会(以下「協議会」という。)を置く。 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、少年自然の家における各種の事業の企
	画
	3 脱議会は、委員10人以内をもって組織する。 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうち
	2
	5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。
(委任)	(委任)
第20条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	第21条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市黒川青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	故正前
〇川崎市黒川青少年野外活動センター条例	〇川崎市黒川青少年野外活動センター条例
平成3年3月25日	条例第10号 平成3年3月25日条例第10号
(目的及び設置)	(目的及び設置)
第1条 野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調/	第1条 野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐく 第1条 野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐく
み、もってその心身の健やかな発達に寄与するため、川崎市黒川青少年野	青少年野 み、もってその心身の健やかな発達に寄与するため、川崎市黒川青少年野
外活動センター(以下「野外活動センター」という。)を設置す	する。 休活動センター(以下「野外活動センター」という。)を設置する。
(位置)	(位置)
第2条 野外活動センターの位置は、川崎市麻生区黒川313番地9	9とする。 第2条 野外活動センターの位置は、川崎市麻生区黒川313番地9とする。
(業量)	(業量)
第3条 野外活動センターは、おおむね次の事業を行う。	第3条 野外活動センターは、おおむね次の事業を行う。
(1) キャンプ、自然観察等の野外活動に必要な指導及び助言に関するこ	関するこ $oxedown(1)$ キャンプ、自然観察等の野外活動に必要な指導及び助言に関するこ
۰۵	مْ
ÖT	関するこ (2) 野外活動の振興及び普及を図るための各種講座の開催に関するこ
ر ال	å.
(3) 市内の青少年教育指導者の育成に関すること。	(3) 市内の青少年教育指導者の育成に関すること。
(4) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供する	こと。 (4) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。
(5) 市内の学校その他の教育機関等と連絡し、及び協力するこ	と。 (5) 市内の学校その他の教育機関等と連絡し、及び協力すること。
第4条~第14条 (略)	第4条~第14条 (略)
(例3)	当的議会) では、日話されば、日はいま
	用15条 野外活動でンターの円滑な運営を図るため、川崎中黒川青少年野外活動センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。
(削る)	対の組織等
(+7)	第16条 運営協議会の組織、運営その他必要な事項は、委員会が定める。 /ェケ、
(物任)	(安计)

故正前	第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。
改正後	第15条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

		改正後		改正前
	〇川崎市青少年科学館条例		〇川崎市青少年科学館条例	条例
		昭和46年3月23日条例第24号		昭和46年3月23日条例第24号
(目的)	(1		(目的)	
第1条	この条例は、社会教育法	:(昭和24年法律第207号)及び博物館法(昭	第1条 この条例は、社会	第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)及び博物館法(昭 <mark>第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)及び博物館法(昭</mark>
和26年	:法律第285号) の精神に3	和26年法律第285号)の精神に基づき、川崎市青少年科学館の設置並びに管	和26年法律第285号)の#	和26年法律第285号)の精神に基づき、川崎市青少年科学館の設置並びに管
理及び	運営について必要な事項	理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって青	理及び運営について必要	理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって青
少年の	科学知識の普及啓発及び	少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与することを目的とす	少年の科学知識の普及啓	少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与することを目的とす
VQ °			8%	
(名称	(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条	川崎市青少年科学館(以	、下「科学館」という。)の名称及び位置は、	第2条 川崎市青少年科学	第2条 川崎市青少年科学館(以下「科学館」という。)の名称及び位置は、 <mark>第2条 川崎市青少年科学館(以下「科学館」という。)の名称及び位置は、</mark>
茶のと	次のとおりとする。		次のとおりとする。	
4	名称	位置	名称	位置
雪三7	市青少年科学館 川崎市	川崎市青少年科学館 川崎市多摩区枡形7丁目1番2号	川崎市青少年科学館	川崎市多摩区枡形7丁目1番2号
(業量)	(1)		(事業)	
第3条	科学館は、第1条の目的	第3条 科学館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行な第3条	第3条 科学館は、第1条	科学館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行な
v			<i>ا</i> ر د	
_	科学に関する実物、標本、模型、文献、図表、	、模型、文献、図表、写真等(以下「科学	(1) 科学に関する実物	科学に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真等(以下「科学
館資	・料」という。)を収集し	館資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。	館資料」という。)を	館資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。
(2)	プラネタリウム及び視聴	(2) プラネタリウム及び視聴覚器材器具による天文知識及び科学知識の	(2) プラネタリウム及	プラネタリウム及び視聴覚器材器具による天文知識及び科学知識の
帯及	普及啓発を図ること。		普及啓発を図ること。	
(3)	科学に関する講習会、請	科学に関する講習会、講演会、研究会等を開催すること。	(3) 科学に関する講習	科学に関する講習会、講演会、研究会等を開催すること。
(4)	青少年を対象とする科学	青少年を対象とする科学技術の実験等を行なうこと。	(4) 青少年を対象とす	青少年を対象とする科学技術の実験等を行なうこと。
(2)	科学館資料の作成及びそ	科学館資料の作成及びその調査研究を行なうこと。	(5) 科学館資料の作成	科学館資料の作成及びその調査研究を行なうこと。
(9)	学校その他の教育機関ス	学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助す	(6) 学校その他の教育	学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助す
るにた。	ر عن		るにな。	
(2)	博物館その他の教育機関	(7) 博物館その他の教育機関又は諸文化施設と連絡し、協力し、刊行物		博物館その他の教育機関又は諸文化施設と連絡し、協力し、刊行物

—————————————————————————————————————	改正前
及び情報の交換、資料の相互貸借を行なうこと。	及び情報の交換、資料の相互貸借を行なうこと。
第4条~第15条 (略)	第4条~第15条 (略)
(別る)	(協議会) 第16条 科学館の円滑な運営を図るため、科学館に川崎市青少年科学館協議
	会(以下「協議会」という。)を置く。 2 協議会は、科学館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対
	3 協議会は、変員10人以内をもって組織する。 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動
	<u>を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又</u> い4年命せる
(条件)	<u>る。ただし、再任を妨げない。</u> (344)
、3 に <i>)</i> <mark>第16条</mark> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。 	、マニ/ <mark>第17条</mark> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例新旧対照表

	○川崎市立日本民家園条例	条例第19号	(趣旨)	るため、博第1条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博	日本民家 物館法 (昭和26年法律第285号) 第18条の規定に基づき、川崎市立日本民家	rる。 園の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。	(設置)	第2条 川崎市立日本民家園を次のとおり設置する。	名称 川崎市立日本民家園	位置 川崎市多摩区枡形7丁目1番1号	(事業)	おおむね次に 第3条 川崎市立日本民家園(以下「民家園」という。)は、おおむね次に	掲げる事業を行なう。	(1) 古民家を移築し、復元し、及び保存すること。	(も) (1) 前号のほか、日本民族の伝統的生活文化に関する資料を収集し、	管し、及び展示すること。	という。) (3) 古民家その他の民家に関する資料(以下「民家園資料」という。	に関する専門的、技術的調査研究を行なうこと。	催を援助 (4) 講演会、講習会、研究会、展示会等を主催し、及びその開催を援助	すること。	(5) 郷土芸能及び特殊習俗行事の公演を行なうこと。	及び広報 (6) 民家園資料に関する解説書、調査研究報告書等を刊行し、及び広報	活動を行なうこと。	と援助す (7) 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助す	1
改正後	〇川崎市立日本民家園条例	昭和42年3月23日条例:	(瀬恒)	第1条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するた。	物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、川崎市立日本民家	園の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。	(設置)	第2条 川崎市立日本民家園を次のとおり設置する。	名称 川崎市立日本民家園	位置 川崎市多摩区枡形7丁目1番1号	(業庫)	第3条 川崎市立日本民家園(以下「民家園」という。)は、おおむ	掲げる事業を行なう。	(1) 古民家を移築し、復元し、及び保存すること。	(2) 前号のほか、日本民族の伝統的生活文化に関する資料を収集し、	管し、及び展示すること。	(3) 古民家その他の民家に関する資料(以下「民家園資料」とい	に関する専門的、技術的調査研究を行なうこと。	(4) 講演会、講習会、研究会、展示会等を主催し、及びその開催を援助	すること。	(5) 郷土芸能及び特殊習俗行事の公演を行なうこと。	(6) 民家園資料に関する解説書、調査研究報告書等を刊行し、及	活動を行なうこと。	(7) 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助す	1

49

改正後	改正前
の相互貸借等を行なうこと。	の相互貸借等を行なうこと。
第4条~第15条 (略)	第4条~第15条 (略)
(学)(学)	(協議会) 第16条 民家園の円滑な運営を図るため、民家園に川崎市立日本民家園協議会 (以下「協議会」という。)を置く。 2 協議会は、民家園の運営に関し園長の諮問に応ずるとともに、園長に対して意見を述べるものとする。 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ただし、国任を妨げたい
(委任) <mark>第16条</mark> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	<u>っ。 たたの、 りょとがいっ、。</u> (委任) <u>第17条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
〇川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例	〇川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例
平成20年6月24日条例第34号	平成20年6月24日条例第34号
川崎市有馬·野川生涯学習支援施設条例	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例
(目的及び設置)	(目的及び設置)
第1条 地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、	生 第1条 地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生
涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築に寄	F
与するため、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設(以下「支援施設」とい	↑ 与するため、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設(以下「支援施設」とい
う。)を設置する。	う。)を設置する。
(位置)	(位置)
第2条 支援施設の位置は、川崎市宮前区東有馬4丁目6番1号とする。	第2条 支援施設の位置は、川崎市宮前区東有馬4丁目6番1号とする。
(事業)	(事業)
第3条 支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。	第3条 支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備(以下「施	国 (1) 市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備(以下「施
設等」という。)を利用に供すること。	設等」という。) を利用に供すること。
(2) 図書、資料等を備え、及び利用に供すること。	(2) 図書、資料等を備え、及び利用に供すること。
(3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。	(3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
第4条~第19条 (略)	第4条~第19条 (略)
(別る)	(運営協議会)
	第20条 支援施設の円滑な運営を図るため、川崎市有馬・野川生涯学習支援
	施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
	2 協議会は、委員会の諮問に応じ、支援施設の運営について調査審議する
	ものとする。
	3 協議会は、委員8人以内をもって組織する。
	日以 3 年 7 日 3 在20 素於 1 30 0 长 年 2 田 3 年 1年 > 1 1 20 0 日 4 1年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

故正後	改正前
	から、委員会が委嘱し、又は任命する。 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
	ただし、再任を妨げない。
(委任)	(委任)
第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、	し必要な事項は、 <mark>第21条</mark> この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、
委員会が定める。	委員会が定める。

附属機関等の見直しに伴う条例の制定について

1 見直しの背景等

(1) 附属機関等について

ア 附属機関

地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律又は条例の定めにより設置する機関

【地方自治法第138条の4第3項】

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自 治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関 を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

イ 協議会等

法律又は条例の定めによらず要綱等で設置している機関

(2) 見直しの背景

- ・ 現在、本市には275の附属機関等があり、他の政令市と比較すると大変多い状況にある。
- ・ 要綱等で設置している「協議会等」について、実態的に法律又は条例により設置する「附属機関」に該当するとの判決が、下級審で複数なされており、札幌市、さいたま市、横浜市、京都市などでも同様の見直しが行われている。

(参考) 20政令市の附属機関等の数(上位5市)

福岡市379 横浜市310 京都市 305 川崎市275 さいたま市194

2 見直しの考え方及び検討結果等

(1) 見直しの考え方

- ・ 要綱等で設置している「協議会等」については、時の経過とともに求められる役割や機能、 委員構成等が徐々に変化し、附属機関とすることが妥当なものもあり、これらについては 整理統合等を行った上で附属機関に位置付ける。
- ・ 附属機関等の数が多い中、上位の附属機関や目的が類似している附属機関等に整理統合が 可能なもの、個別具体的な課題等に対して専門家等から意見聴取を行う懇談会等に位置付 けることが可能なものについては積極的に整理統合等を進める。
- ・ こうした取組により、組織の簡素化、弾力的な運用を図り、より効率的・効果的な調査審議等を行う。

(2) 検討結果

	H26.4.1時点	4.2以降設置	現在	見直しの結果		H27.4.1	時点※1
				整理統合等	▲ 24		
 附属機関	103	1 1	107	新規	59	附属機関	142
四月高1及天	103	4	107	一括条例	56	門馬饭房	142
				個別条例	3		
協議会等	160	0	168	整理統合等	▲ 65	懇談会等※2	36
加哉女守	160	°	100	附属機関(統廃合を含む)	▲ 67	協議会等	0
	263	12	275			21	78

※1時限設定するものを含めず

※2懇談会及び公営企業の附属機関等に準ずるもの

(3) 新たに附属機関に位置付けるものの例

ア 事業者等を選定・評価・審査するもの

川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会 川崎市教科用図書選定審議会 など

イ 施策等のあり方を検討するもの

川崎市協働・連携のあり方検討委員会 川崎市橘樹官衙遺跡群保存整備委員会 など

ウ 表彰に関するもの

川崎市文化賞等選考委員会 かわさきマイスター選考委員会 など

エ 行政運営に関するもの 川崎市医療安全相談センター運営協議会 など

オ 紛争等に関するもの

川崎市政府調達苦情検討委員会 など

(4)整理統合等を行うものの例

ア 上位の附属機関に整理統合するもの

教育文化会館運営審議会 市民館運営審議会 など

イ 指定管理者制度を導入している施設等の運営委員会

川崎市男女共同参画センター運営委員会 川崎市大山街道ふるさと館運営協議会 など

ウ 活動が不活発なもの

川崎市行政区画審議会 など

3 「川崎市附属機関設置条例」及び

「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」の制定

(1)「川崎市附属機関設置条例」概要

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき執行機関の附属機関(公営企業は対象外)に位置付けるべきものを規定する。

- ・条例本則には、定足数や議決方法など全ての附属機関に共通する事項について規定する。 (弾力的な審議ができるよう「部会」や「臨時委員」に関する項目も規定する。)
- ・別表には、個々の附属機関について名称等を一覧形式で規定する。 など

(2)「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」概要

整理統合等を行う附属機関や新たに附属機関に位置付けるものなどで既存の条例の改正を要するものなどを規定する。

- 現行の委員の任期をもって整理統合等を行うものについて規定する。
- ・既存の条例改正により新たに附属機関に位置付けるものについて規定する。 など

資料 2

附属機関一覧

整理統合等を行う附属機関

	名 称
1	川崎市行政区画審議会
2	川崎市市民ミュージアム協議会
3	川崎市岡本太郎美術館協議会
4	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会
5	川崎市男女共同参画センター運営委員会
6	川崎市立労働会館運営委員会
7	川崎市生活文化会館運営委員会
8	川崎市中央卸売市場北部取引委員会
9	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運 営協議会
10	川崎市総合教育センター運営委員会
11	幸市民館運営審議会
12	中原市民館運営審議会
13	高津市民館運営審議会
14	宮前市民館運営審議会
15	多摩市民館運営審議会
16	麻生市民館運営審議会
17	川崎市立図書館協議会
18	教育文化会館運営審議会
19	川崎市青少年の家運営協議会
20	川崎市少年自然の家運営協議会
21	川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会
22	川崎市青少年科学館協議会
23	川崎市立日本民家園協議会
24	川崎市有馬·野川生涯学習支援施設運営協議会

「川崎市附属機関設置条例」により附属機関に位置付けるもの

	名 称
1	川崎市総務局指定管理者選定評価委員会
2	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会
3	川崎市行財政改革に関する計画策定委員会
4	川崎市公共事業審査委員会
5	川崎市協働・連携のあり方検討委員会
6	川崎市入札監視委員会
7	川崎市政府調達苦情検討委員会
8	川崎市市民・こども局指定管理者選定評価委員会
9	川崎市自治功労者選考委員会
10	川崎市人権施策推進協議会
11	川崎市文化賞等選考委員会
12	川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会
13	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会
14	川崎市保育所等整備事業者選定委員会
15	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会
16	川崎市産業振興協議会
17	川崎市観光振興計画推進委員会
18	川崎市農業振興計画推進委員会
19	かわさき産業デザインコンペ審査委員会
20	新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会
21	かわさきマイスター選考委員会
22	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会
23	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選考委員 会
24	川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員 会
25	川崎市廃棄物処理施設専門家会議

	名 称
26	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会
27	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会
28	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会
29	川崎市福祉有償運送運営協議会
30	川崎市感染症対策協議会
31	川崎市医療安全相談センター運営協議会
32	川崎市精度管理専門委員会
33	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会
34	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会
35	川崎市多摩川プラン推進会議
36	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会
37	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会
38	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会
39	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会
40	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会
41	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会
42	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会
43	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会
44	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会
45	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会
46	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会
47	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会
48	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会
49	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会
50	川崎市メディカルコントロール協議会

	名 称
51	川崎市危険物保安審議会
52	川崎市コンビナート安全対策委員会
53	川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会
54	川崎市教科用図書選定審議会
55	川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委 員会
56	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」等により条例化

1	川崎市市民葬儀運営協議会
2	川崎市地域包括支援センター運営協議会
3	川崎市自殺対策評価委員会

附属機関として存続するもの

1 川崎市名誉市民推薦審議会 2 川崎市情報公開·個人情報保護審查会 3 川崎市情報公開運営審議会 4 川崎市資産公開等審查会 5 川崎市職員懲戒審查委員会 6 川崎市特別職報酬等審議会 7 川崎市公務災害補償等認定委員会 8 川崎市公務災害補償等審查会 9 川崎市退職年金審查会	
3 川崎市情報公開運営審議会 4 川崎市資産公開等審査会 5 川崎市職員懲戒審査委員会 6 川崎市特別職報酬等審議会 7 川崎市公務災害補償等認定委員会 8 川崎市公務災害補償等審査会	
 4 川崎市資産公開等審査会 5 川崎市職員懲戒審査委員会 6 川崎市特別職報酬等審議会 7 川崎市公務災害補償等認定委員会 8 川崎市公務災害補償等審査会 	
5 川崎市職員懲戒審查委員会6 川崎市特別職報酬等審議会7 川崎市公務災害補償等認定委員会8 川崎市公務災害補償等審查会	
6 川崎市特別職報酬等審議会 7 川崎市公務災害補償等認定委員会 8 川崎市公務災害補償等審査会	
7 川崎市公務災害補償等認定委員会 8 川崎市公務災害補償等審査会	
8 川崎市公務災害補償等審査会	
9 川崎市退職年金審査会	
10 川崎市防災会議	
11 川崎市国民保護協議会	
12 川崎市土地利用審査会	
13 川崎市作業報酬審議会	
14 川崎市交通安全対策会議	
15 川崎市指定特定非営利活動法人審査会	
16 川崎市外国人市民代表者会議	
17 川崎市男女平等推進審議会	
18 川崎市子どもの権利委員会	
19 川崎市スポーツ推進審議会	
20 川崎市平和館運営委員会	
21 川崎市文化芸術振興会議	
22 川崎市いじめ総合調査委員会	
23 川崎市子ども・子育て会議	
24 川崎市青少年問題協議会	
25 川崎市児童福祉審議会	

	名 称
26	小児慢性特定疾病審査会
27	川崎市消費者行政推進委員会
28	川崎市大規模小売店舗立地審議会
29	川崎市勤労者福祉共済運営協議会
30	川崎市中央卸売市場開設運営協議会
31	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会
32	川崎市環境審議会
33	川崎市環境影響評価審議会
34	川崎市介護認定審査会
35	川崎市介護保険運営協議会
36	川崎市食育推進会議
37	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会
38	川崎市公害健康被害認定審査会
39	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会
40	川崎市感染症診査協議会
41	川崎市予防接種運営委員会
42	川崎市血液対策協議会
43	川崎市地域医療審議会
44	川崎市社会福祉審議会
45	川崎市民生委員推薦会
46	川崎市国民健康保険運営協議会
47	川崎市障害者施策審議会
48	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会
49	川崎市障害支援区分認定審査会
50	川崎市精神保健福祉審議会

	名 称
51	川崎市精神医療審査会
52	川崎市建築審査会
53	川崎市開発審査会
54	川崎市建築等紛争調停委員会
55	川崎市都市計画審議会
56	川崎市都市景観審議会
57	川崎市地区まちづくり審議会
58	川崎市住宅政策審議会
59	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会
60	川崎市屋外広告物審議会
61	川崎市自転車等駐車対策協議会
62	川崎港港湾審議会
63	川崎区区民会議
64	幸区区民会議
65	中原区区民会議
66	高津区区民会議
67	宮前区区民会議
68	多摩区区民会議
69	麻生区区民会議
70	川崎区保健所運営協議会
71	幸区保健所運営協議会
72	中原区保健所運営協議会
73	高津区保健所運営協議会
74	宮前区保健所運営協議会
75	多摩区保健所運営協議会

	名 称
76	麻生区保健所運営協議会
77	川崎市市民オンブズマン
78	川崎市人権オンブズパーソン
79	学校運営協議会
80	川崎市社会教育委員会議
81	川崎市文化財審議会
82	川崎市いじめ防止対策連絡協議会
83	川崎市いじめ問題専門・調査委員会
00	川峒川(111、) [20] [1] [20] [20] [20] [20] [20] [20] [20] [20

資料 3

協議会等一覧

整理統合等を行う協議会等

	名 称
1	川崎市政90周年記念表彰選考委員会
2	自主防災活動功労者表彰選考会
3	川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会
4	防災協力連絡会
5	原子力施設安全対策協議会
6	川崎市政策評価委員会
7	川崎市自治推進委員会
8	川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会
9	川崎市市民活動推進委員会
10	スポーツ・文化複合施設PFI事業推進委員会
11	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
12	平和推進補助事業選定委員会
13	川崎市広報モニター委員会
14	川崎市イメージアップ事業認定審査会
15	かわさき市美術展運営委員会
16	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会
17	川崎市岡本太郎美術館資料等収集委員会
18	川崎市岡本太郎美術館資料評価委員会
19	川崎市中小企業金融対策委員会
20	川崎市技能功労者等選考委員会
21	川崎市歯科保健·医療·福祉·推進協議会
22	川崎市地域·職域連携推進協議会
23	川崎市エイズ対策推進協議会
24	救急搬送受入専門会議
25	川崎市障害者雇用推進会議
26	川崎市精神保健福祉センター判定会
27	川崎市乳がん検診精度管理委員会
28	川崎市胃がん内視鏡検診精度管理委員会
29	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会
30	川崎市救急医療情報システム運営委員会
31	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会
32	地下鉄•周辺整備懇談会
33	川崎市バス事業経営問題検討会

	名 称
34	川崎市地域公共交通会議
35	川崎区健康づくり推進会議
36	川崎区こども総合支援ネットワーク会議
37	幸区健康づくり推進会議
38	中原区健康づくり推進会議
39	高津区健康づくり推進会議
40	宮前区健康づくり推進会議
41	多摩区公園を拠点としたコミュニティづくり推進委員 会
42	多摩区健康づくり推進会議
43	麻生区健康づくり推進会議
44	川崎市大学奨学生選考委員会
45	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会
46	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会
47	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会
48	川崎市就学時健康診断検討委員会
49	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会
50	川崎市よい歯の学校並びに歯の衛生に関するポス ター・歯科保健啓発標語審査会
51	市立学校社会見学委員会
52	川崎市児童生徒指導研究協議会
53	川崎市就学指導委員会
54	「読書のまち・かわさき」事業推進委員会
55	「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡協議会
56	川崎市特別支援教育問題研究協議会
57	川崎市家庭教育推進協議会
58	川崎市地域日本語教育推進協議会
59	川崎市地域教育会議推進協議会
60	川崎子ども会議推進委員会
61	川崎市生涯学習大学等高等教育機関連絡会議
62	川崎市学校施設有効活用あり方検討委員会
63	地名資料収集委員会
64	中学校給食推進連絡協議会
65	地域の寺子屋事業運営推進会議

懇談会及び公営企業の附属機関等に準ずるもの

		名 称
	1	川崎市総合計画市民検討会議
	2	川崎市総合計画有識者会議
	3	川崎市の財政に関する研究会
	4	川崎市資産改革検討委員会
	5	川崎市ファイナンスに関する検討委員会
	6	川崎市母子保健運営協議会
	7	特定不妊治療費助成事業協議会
	8	川崎市放課後子どもプラン推進委員会
	9	川崎市食の安全確保対策協議会
	10	川崎市労働問題協議会
	11	川崎市労働災害防止研究集会運営委員会
	12	環境パートナーシップかわさき
	13	川崎市ごみ減量推進市民会議
	14	汚染土壌処理業施設専門家会議
	15	川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評 価委員会
	16	市民健康づくり運動推進会議
	17	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会
	18	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会
	19	川崎市耐震改修構造判定検討委員会
	20	川崎市宅地耐震化推進事業検討委員会
	21	川崎区地域福祉計画推進委員会
	22	幸区地域福祉計画推進検討会議
	23	中原区地域福祉計画推進検討会議
	24	高津区地域福祉計画推進検討会議
	25	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議
	26	多摩区地域福祉計画推進会議
	27	あさお福祉計画推進検討会議
	28	川崎市教育改革推進協議会
	29	川崎市上下水道事業経営問題協議会
	30	民間活用推進委員会(上下水道局)
	31	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査 委員会
	32	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会
-	33	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委員会

	名 称
34	川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会
35	川崎市立多摩病院運営協議会
36	川崎市立病院運営委員会